

6-4 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議の概要

目的	廃棄物の減量化・リサイクルのための各種事業活動の推進	
事業	(1) 廃棄物の減量化・リサイクルのための提言 (2) 廃棄物の減量化・リサイクルに関する調査・研究 (3) 廃棄物の減量化・リサイクルの啓発活動 (4) その他、この会議の目的を達成するために必要な事業	
構成	会員 76団体 特別会員 3名（学識経験者）	行政 58団体（府、市町村、事務組合） 住民団体 12団体（消費者・婦人・労働団体等） 業界団体 6団体（経済・流通団体等）
組織	総会 — 幹事会 — 部会	調査部会 啓発部会 — リサイクル分科会 行政部会 — ゴミ処理費用適正負担検討分科会

6-5 多量排出者及び建設業者に対する指導要綱

名称	多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱	建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱
制定年月	平成6年3月（平成6年4月1日施行）	昭和62年6月
目的	産業廃棄物を多量に排出する事業者の産業廃棄物の適正処理及び減量化	建設工事に伴って発生する産業廃棄物の適正処理及び減量化
対象	府域で産業廃棄物の総排出量が年間千トン以上の製造業又は電気・ガス・熱供給・水道業事業場を有する者	府域に営業所を有する建設業者のうち資本金10億円以上の総合工事業を「計画策定者」とする。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理（変更）計画書の策定及び提出 産業廃棄物処理実績報告書の提出 適正かつ円滑な産業廃棄物処理に必要な助言、指導等 製造工程の新設・増設に伴い、年間千トン以上の産業廃棄物の排出が予想される事務所は、産業廃棄物予想評価書の作成及び提出 	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定者に対する産業廃棄物処理（変更）計画書の策定及び提出 産業廃棄物処理実績報告書の提出（現在計画策定者と資本金1億円以上の建設業者に対して実施） 適正かつ円滑な産業廃棄物処理に必要な助言、指導等
備考	<ul style="list-style-type: none"> 185事業者が対象 大阪市53 堺市27 東大阪市10 3市以外の大阪府域95 	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定者142社 資本金1億円以上の建設業者（計画策定者を除く）688社